第百二十二条に見出しとして「（不動産登記法の準用）」を付し、同条第一項中「乃至第十一条」を「から第十一条まで」に、「乃至第九号及ビ第十二号、第六十七条第一項乃至第三項」を「から第九号まで及び第十二号、第六十七条第一項から第三項まで」に、「及ビ第三項、第百五十二条乃至第百五十六条、第百五十七条第一項乃至第三項並ニ第百五十八条ノ規定ハ夫婦財産契約ニ関スル登記ニ之ヲ準用ス」を「及び第三項、第百五十二条から第百五十六条まで、第百五十七条第一項から第三項まで並びに第百五十八条の規定は、夫婦財産契約に関する登記について準用する。」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同法第十八条中「政令」とあるのは、「法務省令」と読み替えるものとする。

第百二十二条第二項を削り、同条を第八条とし、同条の次に次の一条を加える。

（省令への委任）

第九条　この法律に定めるもののほか、夫婦財産契約に関する登記に関し必要な事項は、法務省令で定める。

第百二十三条から第百四十条までを削る。

第三編及び第四編を削る。

（非訟事件に関する経過措置）

第二条　この法律の施行前に申立てにより又は職権で開始された非訟事件の手続については、なお従前の例による。

（家事審判法の廃止）

第三条　家事審判法（昭和二十二年法律第百五十二号）は、廃止する。

（家事事件に関する経過措置）

第四条　次に掲げる家事事件（第一号から第四号までに掲げる事件にあっては、他の法令の規定により前条の規定による廃止前の家事審判法（以下「旧家事審判法」という。）の適用に関して旧家事審判法第九条第一項甲類又は乙類に掲げる事項とみなされていた処分に係る事件を含む。）の手続については、なお従前の例による。

一　この法律の施行前に申し立てられた家事事件及び職権で手続が開始された家事事件

二　この法律の施行前に家事調停の申立てがあった事件について、この法律の施行後にこの条（前号に係るものに限る。）の規定によりなお従前の例によることとされる旧家事審判法第二十六条第一項の規定により家事審判の申立てがあったものとみなされた場合における当該家事審判事件

三　前二号の事件に係る保全処分及びその取消しの審判事件

四　この法律の施行前に家事審判の申立てがあった事件について、この法律の施行後にこの条（第一号に係るものに限る。）の規定によりなお従前の例によることとされる旧家事審判法第十一条の規定により調停に付した場合における当該家事調停事件及びこの法律の施行前に訴えの提起があった事件について、この法律の施行後に次条の規定によりなお従前の例によることとされる旧家事審判法第十八条第二項本文又は第十九条第一項の規定により事件を調停に付した場合における当該家事調停事件

五　この法律の施行前にされた次に掲げる処分の申立てに係る財産の保存又は管理に関する家事審判事件

イ　第三者が成年被後見人に与えた財産の管理に関する処分

ロ　不在者の財産の管理に関する処分

ハ　第三者が子に与えた財産の管理に関する処分

ニ　第三者が未成年被後見人に与えた財産の管理に関する処分

ホ　推定相続人の廃除の審判又はその取消しの審判の確定前の遺産の管理に関する処分

ヘ　相続財産の保存又は管理に関する処分

ト　財産分離の請求後の相続財産の管理に関する処分

チ　相続人の不存在の場合における相続財産の管理に関する処分

六　この法律の施行前に申し立てられた遺産分割の審判事件（この法律の施行前に家事調停の申立てがあった遺産分割の事件について、この法律の施行後にこの条（第一号に係るものに限る。）の規定によりなお従前の例によることとされる旧家事審判法第二十六条第一項の規定により家事審判の申立てがあったものとみなされた場合における当該遺産分割の審判事件を含む。）に係る寄与分を定める処分の審判事件及びこの法律の施行前に申し立てられた遺産分割の調停事件（この法律の施行前に家事審判の申立てがあった遺産分割の事件について、この法律の施行後にこの条（第一号に係るものに限る。）の規定によりなお従前の例によることとされる旧家事審判法第十一条の規定により調停に付した場合における当該遺産分割の調停事件を含む。）に係る寄与分を定める処分の調停事件

七　この法律の施行前に申し立てられた寄与分を定める処分の審判事件（この法律の施行前に家事調停の申立てがあった寄与分を定める処分の事件について、この法律の施行後にこの条（第一号に係るものに限る。）の規定によりなお従前の例によることとされる旧家事審判法第二十六条第一項の規定により家事審判の申立てがあったものとみなされた場合における当該寄与分を定める処分の審判事件及びこの法律の施行前に申し立てられた寄与分を定める処分の調停事件（この法律の施行前に家事審判の申立てがあった寄与分を定める処分の事件について、この法律の施行後にこの条（第一号に係るものに限る。）の規定によりなお従前の例によることとされる旧家事審判法第十一条の規定により調停に付した場合における当該寄与分を定める処分の調停事件を含む。）と同一の相続財産に関する他の寄与分を定める処分の調停事件

八　この法律の施行前に申し立てられた特別縁故者に対する相続財産の分与の審判事件と同一の相続財産に関する他の特別縁故者に対する相続財産の分与の審判事件

（家事審判法の廃止に伴う訴訟に関する経過措置）

第五条　この法律の施行前に訴えの提起があった旧家事審判法第十七条の規定により調停を行うことができる事件に係る訴訟についての付調停並びに家事調停に付された場合における訴訟手続の中止、訴えの取下げの擬制及び訴訟費用の負担については、なお従前の例による。

（人の秘密を漏らす罪）

第六条　旧家事審判法の規定（第四条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。次条において同じ。）により指定された参与員、家事調停委員又はこれらの職にあった者が正当な事由がなくその職務上取り扱ったことについて知り得た人の秘密を漏らしたときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

（評議の秘密を漏らす罪）

第七条　旧家事審判法の規定により指定された家事調停委員又は家事調停委員であった者が正当な事由がなく評議の経過又は家事審判官、家事調停官若しくは家事調停委員の意見若しくはその多少の数を漏らしたときは、三十万円以下の罰金に処する。旧家事審判法の規定により指定された参与員又は参与員であった者が正当な事由がなく家事審判官又は参与員の意見を漏らしたときも、同様とする。

（民法の一部改正）

第八条　民法（明治二十九年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

第百五十一条中「家事審判法（昭和二十二年法律第百五十二号）」を「家事事件手続法（平成二十三年法律第五十二号）」に改める。

第百五十三条中「家事審判法」を「家事事件手続法」に改める。

（民法の一部改正に伴う経過措置）

第九条　旧家事審判法による家事調停の申立てによる時効の中断の効力については、前条の規定による改正後の民法第百五十一条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（民法施行法の一部改正）

第十条　民法施行法（明治三十一年法律第十一号）の一部を次のように改正する。

第五十七条中「非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第百四十二条」を「非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）第百条」に改める。